

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和7年度版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 年金生活者支援給付金を受け取るためには、同封の「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。次ページ以降に記載されている**支給要件に該当する場合は**、「年金生活者支援給付金 所得状況届」とあわせてご提出ください。

ご注意ください！

支給要件に該当する方が**令和8年1月5日**までに請求書が届くようお手続きをした場合は、令和7年10月分から年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、**令和8年1月5日**までに請求書が届かなかった場合は、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、お早めにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 同封の「年金生活者支援給付金請求書」および「年金生活者支援給付金 所得状況届」に氏名などを記入

※ ご記入の際は、請求書及び所得状況届の裏面をご確認ください。



- ② お住まいの**市町村**より「年金生活者支援給付金 所得状況届」に所得情報等の証明を受け、「年金生活者支援給付金請求書」とあわせて、**年金事務所**に提出（郵送による提出も可能です）



- ③ 審査の結果、支給要件に該当した場合は、年金と同じ口座で年金生活者支援給付金を受け取り

※ 原則、偶数月の15日にその前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。例えば、4月には、2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、15日が土日または祝日の場合は、その直前の金融機関の営業日にお支払いします。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の①～③をすべて満たしている方が支給の対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※¹を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※²

【昭和31年4月2日以後生まれの方】

- ・ 老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
- ・ 補足的老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下

【昭和31年4月1日以前生まれの方】

- ・ 老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下
- ・ 補足的老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

※¹ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○ 給付額

・ 老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,551円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

【昭和31年4月2日以後生まれの方】

- ・ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間⇒11,551円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）
- ・ 保険料1/4免除期間⇒5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）

【昭和31年4月1日以前生まれの方】

- ・ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,518円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）
- ・ 保険料1/4免除期間⇒5,759円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）

・ 補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額（月額）に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,450円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 調整支給率は以下のとおりです。

- ・ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（909,000円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円
- ・ 昭和31年4月1日以前生まれの方：（906,700円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

給付額の算出方法についての注意事項

- ・ 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。
- ・ 保険料納付済期間および各保険料免除期間に基づく額の計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。

障害年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の①、②をすべて満たしている方が支給の対象となります。

- ① 障害基礎年金※¹を受けている
 - ② 前年の所得※²が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※³」以下である
- ※¹ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※² 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※³ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ 給付額

- ・ 障害等級が1級の方： **6,813円（月額）**
- ・ 障害等級が2級の方： **5,450円（月額）**

遺族年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件 以下の①、②をすべて満たしている方が支給の対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得※1が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である
 - ※1 遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 - ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ 給付額

・ 5,450円（月額）

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

（計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。）

留意事項

○ 請求手続きについて

- ・ 年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか確認するために、令和6年分の所得情報等の確認が必要です。同封の「年金生活者支援給付金 所得状況届」に必要事項を記入のうえ、お住まいの市町村から所得情報等の証明を受けて、「年金生活者支援給付金請求書」とあわせてお近くの年金事務所にご提出ください。（郵送による提出も可能です）

※ お住まいの市町村で本人または世帯員の所得証明を受けられない場合は、住民税の課税市町村から所得証明書（課税状況が確認できるもの）、課税証明書または非課税証明書の発行を受けて所得状況届に添付してください。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

- ・ 支給要件に該当した方には、後日、「年金生活者支援給付金 支給決定通知書」および「年金生活者支援給付金 振込通知書」をお送りします（振込通知書はお支払い月の上旬にお送りします）。なお、支給要件に該当しない方には「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

○ 給付額の改定

- ・ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。
- ・ 給付額を改定した場合は「支給金額（改定）通知書」をお送りします。

○ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

上記の①または③に該当した場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

○ 世帯構成が変更になった場合等

- ・ 所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて年金生活者支援給付金請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますので、お早めにご相談ください。

年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「**年金生活者支援給付金相談チャット**」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種手続き等について、「**日本年金機構ホームページ**」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) **03-5539-2216**

受付時間	月 曜 日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。**

<おかけ間違いにご注意ください>

○ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。

○ 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>

○ 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。

○ お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

○ マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度